

日本年金機構運営評議会（第 49 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 25 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール
3. 出席委員
会場出席委員：植西委員、菊池委員、庭野委員、古川委員、真屋委員、
山本委員
オンライン出席委員：本多代理委員（佐保委員代理）、嵩委員、寺田委員、
西沢委員
4. 議題
 - ① 座長の選任について
 - ② 令和 3 年度業務実績報告書
 - ③ その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

座長の選任について

はじめに、委員の互選により菊池委員が座長に選任された。その後、座長により嵩委員が座長代理に指名された。

[議題②]

令和 3 年度業務実績報告書

○ コロナ禍の中で、経営が厳しい企業や倒産する企業が増加している。そのような企業が多くなると、厚生年金保険等の滞納金額が増えてしまうという懸念がある。経営が厳しい企業等から、滞納している保険料を徴収するのは、大変困難な業務であろうことは想像できるところだが、納付の公平性の観点からも、引き続き、きめ細やかな収納対策を講じ、厚生年金保険料等の滞納金額を少しでも減らすよう努力いただきたい。

● コロナ禍の中で、政策的要請である納付猶予特例に取り組んできたが、その猶予期間が満了した企業に対しては、適切に保険料の納付を促してきたところ。その結果、納付猶予金額の 74%が納付済み、24%は法定猶予制

度への移行となっている。今後も、引き続き、適切な徴収対策に取り組んでまいりたい。

- 厚生年金保険手続の電子申請利用状況が大幅に増加しているのは、例えば様々な団体等を通じて企業に働きかけた結果として増加したのか。また、今後どのようにして電子申請の利用率を増やそうと考えているか。加えて、日本年金機構におけるコロナ禍での在宅勤務の状況等を教えていただきたい。

- まず資本金が1億円を超える事業所に関しては、厚生年金保険手続の電子申請が義務化されており、対象事業所のうち、既に9割以上の事業所が電子申請に移行している状況。現在、義務化対象となっていない事業所のうち、51人以上の従業員がいる事業所を中心に電子申請の利用勧奨に取り組んでおり、このうち60%程度の事業所が電子申請に移行している。

この結果、機構内部の事務処理の効率化も大幅に進み、お客様の手続き等も効率化されていると感じており、さらにこの拡大を図りたい。

また、当機構では個人情報専用端末で扱っていることなどから、在宅勤務の実施は非常に難しい。そのような中でも、緊急事態宣言下においては、本部では3割を目標に交代で在宅勤務を行った。個人情報を使用する関係上、在宅勤務の推進・普及には我々として苦勞をしている状況であるが、引き続き環境整備等の検討を行ってまいりたい。

- 国民年金保険料の納付率について、9年、10年連続上昇ということだが、民間企業の視点で考えると、成績が10年も連続で上昇し続けるというのは、大変困難なこと。それを成し遂げた機構は大変素晴らしいと思う。

その一方で、コロナ禍の中で国民年金保険料の免除や猶予が増加しているとの新聞報道があった。国民年金保険料の納付率を評価するにあたり、免除等が増えているということについて、どのように理解すれば良いのか。

また、電子申請の取り組みについて、国民にとってどのようなメリットが出ているか教えていただきたい。

- 新聞報道にあるように、610万人を超える方々が国民年金保険料の免除等を利用されていることは確かであるが、昨年度と比較をすると免除者の増加数から急激に増えているということはなく、むしろ20歳台前半の方々の納付が最近伸びている。必ずしも免除に依存した納付率の増加にはなっていないことをご理解いただきたい。

電子申請については、例えば、健康保険証をお渡しする期間が極めて速くなったことのほか、届出の省略等の諸々のメリットがお客様にある。機構にとってデジタル化の効果は極めて大きいものと考えており、積極的に取り入れてまいりたい。

- 女性管理職の育成と登用に関して、改善傾向はみられるが、実際にどのような効果が生まれてきているのか。機構が期待する効果について教えて欲しい。

新聞社等が実施している学生を対象とした就職希望企業調査において、機構がよい評価を得たとの記載がある。学生の就職希望が増えることは、優秀な人材確保の観点から考えれば結構なことだが、この評価をもって、機構の社会的評価が上昇したとまでは言えない。

日経 BP 社が主催する企業の女性活用度において、機構の順位が高いとあるが、女性の社会的・経済的活躍度が世界の中では、下位に位置する日本の中にあって、この成績を手放しで喜ぶのではなく、少し厳しく評価してもよいのではないか。

- 現在、女性職員の比率は 38%程度であり、新入構員の女性の比率は5割を超えている。女性の定着及び活躍がこの組織にとって不可欠だと思っており、より一層女性が活躍できる環境を作ることが組織存続のために極めて重要であると認識している。

機構では将来に向け毎年大体 400 名から 450 名程度を採用しており、こうした意味で学生の方々の評価あるいは何らかの形で評価が上がってくることはありがたく、引き続き評価を上げていただくよう努力したい。

我が国の女性活躍のレベルが世界的に低いという中で、女性活用度調査の結果を持って喜ぶべきではないというご指摘であるが、もちろんそう思う。役員への登用も含め、女性も十分評価をされる組織にしていまいりたい。

- 人材の確保について、近年コロナ禍の傾向なのか学生の安定志向が非常に強く、非常に公務員志向が高いと感じている。これについてどのような感想をお持ちであるか。

本来手続きをしていれば年金をもらえるであろう障害者の方が、8050 問題と言われるような場合や、過疎山間地などでまだまだ漏れていると思う。

また、長期末納者への対応として受給要件が近い方に納付督促や免除勧奨を行っているところがあるが、ご家庭に案内するだけでなく、様々なところでアナウンスをすると、漏れている方の耳にも届くと思う。

- 学生の安定志向もあってか、公務員に近い存在である当機構への入構を希望される学生が増えているのは事実。

免除の対象となる方は市町村から提供される所得情報によって基本的に把握しており、免除申請書を年に数度郵送し、電話や外部業者に委託して訪問での免除勧奨も行っている。ただ、障害年金に該当となる方と、いわゆる障害者の方とは、必ずしも一致しないことから、障害年金は基本的には申請に依らざるを得ない。

- 10月からの厚生年金保険の被保険者適用拡大に向け、今後ともその準備、確実な実施に向けて取り組んでいただきたい。

国民年金保険料の納付率は、ここまで上昇すると、残りは困難な事例も入っていると思うが、そうした方々に合わせたアプローチは予定しているか。

- 適用拡大については、今後もしっかり対応してまいりたい。

国民年金保険料の最終納付率は80%の達成を目前に控えると、この数字を上昇させるのは容易ではないと考えている。

その中でも、これまでの納付状況や現在の所得状況といった、お客様の置かれた状況を踏まえた対策について、できる限り効率的かつ効果的に取り組み、引き続き無年金の防止、あるいは年金を増やして安心できる老後を作るための対策をしっかりやっていきたい。

- 令和元年度から令和3年度にかけて、事業所の電子申請の利用割合が大幅に増加したことについて、社会保険労務士が電子申請を行うようになったことが大きな要因であると耳にしている。これに関し、把握しているデータ等があれば教えていただきたい。

- 社会保険労務士が受託している事業所の電子申請率については把握していないが、その効果は極めて大きいと認識している。社労士会との連携強化を図るためにもきちんと調査し、今後の対応について相談したい。

- 20歳になった方へ年金加入のお知らせが届き、学生納付特例の手続きをしたにも関わらず、後に学生納付特例のお知らせが別便で届いたという話を聞いた。これらの送付物は1つにまとめた方が良いと思う。

加入指導という言葉が資料にあるが、そもそも、法人であれば厚生年金に加入しなければならない。そのため、指導という言葉は適切ではないと思うので、今後、使い方等について考えていただきたい。

年金生活者支援給付金の制度は市町村と機構の情報を掛け合わせて対象を絞るということで、対応が複雑となっていると思うが、対応にあたっての懸念等があれば教えていただきたい。

- 国民年金の 20 歳到達者の方に対して、現在は国民年金加入のお知らせと、国民年金保険料の納付書と学生納付特例申請書を同時に送付している。指導という言葉は、未適用対策として、機構が事業所に対し、適用に必要な各種届出の提出をお願いすることとなるが、このような実務的な側面で使用している言葉であるのご理解いただきたい。

- 現在、年金生活者支援給付金の処理は順調に進めている。所得情報の確認から審査までの時間差の問題もあるが、その都度確認して正確に進めており、現在、基本的に間違いが発生する状態にはない。今回から 4 月現在の情報だけでなく、9 月末の所得情報を確認することにより最新の情報で所得の審査をきめ細かく行い、給付金を決定していく予定であり、引き続き正確な審査を行ってまいりたい。

- 事業所調査によって適用した被保険者数とは、適用事業所で本来適用されるべきにもかかわらず適用されていなかった者のうち、調査によって新たに適用された被保険者の数であるとの認識で間違いはないか。また、調査により適用された被保険者の多くは短時間労働者なのかなど、把握されている範囲で実態を教えていただきたい。

コールセンターは、電話が繋がりにくいとの声もあるが、適用拡大に向け、受電体制の強化等に取り組む予定なのか、また印刷誤り事案について、現時点での進捗や課題等があれば教えていただきたい。

無期または有期雇用職員から正規職員への登用について、令和 3 年度における受験者数や合格率をお答えいただける範囲で教えていただきたい。

加えて、例えば、正規職員には全国異動が適用されるため、優秀な有期雇用職員が応募に躊躇している等の人材確保に関する課題があれば教えていただきたい。

また、管理職の長時間労働が常態化していると聞く。更なる労働環境の改善をお願いしたい。

- お尋ねの事業所調査によって適用した被保険者数については、適用済みの事業所の中で、本来被保険者として適用されるべき方が適用されていないということを指摘し、適用したものである。新たに適用となった被保険者のうち、短時間労働者の適用漏れによる事例もあると承知しているが、その数は把握していない。
- コールセンターは、目的別、内容別に設置し、加えて、お客様からの受電が集中すると見込まれる時は、特別受電体制を組むなどの対応をしている。適用拡大の対応についても、厚生年金の加入者ダイヤルの体制を充実させるなどの措置を講じているところである。
- 印刷誤り事案の対応に関しては、事案の発生を受け、本番印刷用データに、品質検査用のダミーデータを挿入してチェックする等の対応を実施している。
- 正規登用の応募人数は公表していないためお答えできない。
全職員の全国異動は採用時の応募条件になっており、特定の者を免除することはない。ただし、配置にあたっては、それぞれの事情を十分配慮して対応している。
管理職の時間外労働は、減少してきているが、まだ多い。さらに時間外勤務を削減できるよう引き続き、必要な対策を講じることとしている。
- 全世代型社会保障構築会議では、勤労者皆保険が一つの大きな論点。秋から始まる年金部会においても適用拡大の議論がまた出てくると思う。
そこでの議論は制度論となり、本日の話のような実務面とは別の議論が行われる。本日会議に出席している年金局から、それらの会議の事務局に対し、事業所、被保険者に対する新規適用をかなり頑張っている機構の取り組みや努力を、実務面での問題意識として是非共有していただきたい。

[議題②]

その他：年金委員の協力を得た政府管掌年金事業の運営について

- 今回の通知は地域型年金委員に対してはそれぞれ地区の連絡会などで組織化をして横の連携を図っていきたいという意図を読み取っている。
職域型年金委員においても地区による連絡会、年金事務所ごとに組織化されている団体があるが、これをより活用していくという考えはないか。

- 地域型年金委員については、地域型年金委員連絡会及び地区連絡会を設け、横の連携のための取り組みを始めた。職域型年金委員は企業内での制度周知が中心であると考えており、現時点では横の連携という点は視野には入れていないが、今後の検討課題として整理してまいりたい。
- 地域型年金委員が活動していくためには、年金委員個人に関する情報を公開せざるを得ない。そうしなければ、地域住民からの年金委員へのアプローチは期待できない。個人情報の問題と活動が無報酬であること等、年金委員が置かれた状況についてバランスを取りながら地域型年金委員を増やし、なおかつその活動を活性化させていくことが必要だと思うが、どのように考えているか。
- 各地域における年金委員の氏名等の情報共有について、個人情報の取り扱いを整理した上で、検討してまいりたい。費用に関して、現状は必要経費の交付をさせていただいているが、厚生労働省年金局等と協議し、検討してまいりたい。
- 地域共生社会の取り組みの中に機構、年金委員が入って連携していくという意味では非常に重要な役割を期待される状況になりつつある。単に研修をして終わりということにならないよう、しっかり取り組んでいただき、今後の運営評議会において必要なお報告をいただきたい。
- 職域型年金委員の方々とのパイプの拡大に関しては、各県にある社会保障委員会との関係も含めてどう整理するかということが大事なポイントだと思う。
地域型年金委員に関しては、地域共生社会の中で、地域型年金委員をどう位置づけていくかということが大きな課題だと思っている。試行錯誤して結論が出ていないが、検討し、一定の方向をご報告申し上げたい。

〔議題②〕

その他：ねんきん定期便等の調達における談合事案について

(以上)